

令和2年6月26日

内閣官房

規制のサンドボックス制度に基づき、「SMS を利用した債権譲渡通知に関する実証」が認定されました。

株式会社リンクスが、新技術等実証制度（「規制のサンドボックス制度」）に基づいて申請した「SMS を利用した債権譲渡通知に関する実証」に関する新技術等実証計画（以下「実証計画」という。）に対して、本日、主務大臣である法務大臣及び経済産業大臣が認定しました。

この実証計画では、債権者が債権を譲渡した場合の通知について、債権譲渡人は電子内容証明郵便等により通知を行うとともに、それと同一の内容を申請者が提供するクラウドサービスである「SMAPS」を利用して、SMS（ショートメッセージサービス）により通知します。

申請者は、同サービスにおいて、通知した文書データとともに、SMS 受付日時、SMS 送信・到達日時、債務者のアクセス日時等の通信記録を5年間保管します。また、債権譲渡人はこれらの情報を同サービスにおいて閲覧可能であり、申請者に対して記録証明証の発行を請求することができます。

実証を通じて、既存の確定日付のある証書による通知と比較しつつ、本サービスにおけるSMSによる通知におけるデータの真正性等、参加者等の利便性、ニーズ等について確認します。（※実証計画の概要は資料1のとおり）

「規制のサンドボックス制度」において、民法分野の実証計画を主務大臣が認定するのは、これが初めてとなります。

**【参考】**

規制のサンドボックス制度においては、内閣府と連携して、内閣官房（日本経済再生総合事務局）に、政府の一元的窓口が設けられており、一元的窓口においては、民間事業者に対する助言等を行っています。（規制のサンドボックス制度の仕組みは、[資料2](#)のとおりです。）

**【問合せ先】**

内閣官房 日本経済再生総合事務局（新技術等社会実装推進チーム）

担当：田邊、浦野

03-5253-2111（内線 84834）、03-3581-0769（直通）

**【主務省庁 問合せ先】**

法務省 民事局参事官室

担当：浅野

03-3580-4111（内線 5885）、03-3592-7114（直通）

経済産業省 商務情報政策局情報産業課

担当：飛世、高野、月岡

03-3501-1512（内線 3981）、03-3501-6944（直通）

**【認定事業者 問い合わせ先】**

株式会社リンクス

担当：赤星

03-5207-8790

（以上）